

自筆証書遺言と新たな遺言の方式（普通的方式）の各案との比較

	作成方法	作成場面のイメージ	主なメリット	主なデメリット
自筆証書遺言	遺言者が、遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書し、押印する。	遺言者が、自宅等で、一人で作成する。	・ 第三者の関与を要せず、一人で作成することができる。 ・ 遺言の内容のみならず、その存在そのものを秘密にしておくことができる。 ・ 作成費用がかからない（保管制度を利用した場合、保管申請手数料は1件3900円である。）。	・ 全文等の自書を偽造される危険性がある。 ・ 全文等を自書する負担がある。 ・ 遺言者の不知・不注意等からしばしば方式不備が生じ、無効とされる危険性がある（保管制度を利用した場合、方式不備のリスクは軽減される。） ・ 遺言書が偽造・変造される危険性、遺言書の紛失や発見されない危険性、他人による隠匿・破棄の危険性がある（保管制度を利用した場合、そのリスクは軽減される。）。
甲案	遺言者が、文字情報に係る電磁的記録を作成した上で、その全文等を口述する状況及び証人が口述する状況を録音・録画した電磁的記録を作成し、2つの電磁的記録を結合する。	遺言者が、パソコン上でワープロソフト等を利用して遺言の全文等を入力して電磁的記録を作成した上で、証人の前で、全文等を口述するとともに、証人が自己の氏名等を口述する状況を録音・録画した電磁的記録を作成し、2つの電磁的記録を結合する。	・ 全文等を自書する負担がない。 ・ 公的機関の関与なく、いつでも作成することができる。	・ 証人が、録音・録画の電磁的記録を含めて偽造し、虚偽の証言をする危険性がある。 ・ 全文等を口述する負担や証人の立会いによる負担がある。 ・ 証人に遺言の内容を知られることとなる。 ・ 遺言の紛失や発見されない危険性、他人による隠匿・破棄の危険性がある。
乙案	遺言者が文字情報に係る電磁的記録を作成し、公的機関が保管申請に際して遺言者の本人確認等を行った上で保管する。	遺言者が、パソコン上でワープロソフト等を利用して遺言の本文等を入力して電磁的記録を作成した上で、公的機関に当該電磁的記録をオンラインで提供（保管申請）して作成する。	・ 全文等を自書する負担がない。 ・ 公的機関の確認・保管により、遺言が偽造・変造されるおそれ、遺言の紛失や発見されないおそれ、他人による隠匿・破棄のおそれを防ぐことができる。	・ 自筆証書遺言と対比すれば、遺言者が十分に理解しないまま真意に基づかない内容の遺言を作成する危険性がある。 ・ 手続の詳細によっては、作成の負担や費用負担がある。
丙案	遺言者がプリントアウトした書面に署名し、公的機関が保管申請に際して遺言者の本人確認等を行った上で保管する。	遺言者が、パソコン上でワープロソフト等を利用して遺言の本文等を入力して作成した電磁的記録をプリントアウトした上で、公的機関に当該書面を持参（保管申請）して作成する。	・ 全文等を自書する負担がない。 ・ 公的機関の確認・保管により、遺言が偽造・変造されるおそれ、遺言の紛失や発見されないおそれ、他人による隠匿・破棄のおそれを防ぐことができる。	・ 自筆証書遺言と対比すれば、遺言者が十分に理解しないまま真意に基づかない内容の遺言を作成する危険性がある。 ・ 手続の詳細によっては、作成の負担や費用負担がある。